

2021年度南山チャレンジプロジェクト 第1期 募集要項

【チャレンジ企画型】

1. 概要

(1) 目的

本プロジェクトは、学生が主体的に、学内の活性化や大学での学びを活かした取組、地域との交流、国際交流などを推進する課外活動を大学として支援し、学生の成長につながる多様な機会を作り出すことを目的とします。また、これまでにはない新たな学生の課外活動を喚起し、学生の活動や活躍の様子を積極的に大学として広報します。

(2) 内容

【チャレンジ企画応募型】

対象者	応募資格を満たす団体および個人
支援上限金額	上限 30 万円まで（既存の団体でも申請可） （※申請金額が、1 万円程度の少額の場合でも申請可） 必要な支援金額を申請する。ただし、支援上限額は、申請額から減額される場合あり。
支援団体数	予算の範囲内で支援団体数を決定します
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 つの募集テーマ（以下、募集テーマ①～⑤）に合致した学生企画の課外活動（すでに設立されている団体の新たな企画・活動は可） ・ 新型コロナウイルス感染予防のため、3 密にならない企画であること。対面の場合には感染症対策を講じること。（例：オンラインイベント、動画配信、各種製作物作成等） ・ 過去に採択された企画を更に発展させた内容での応募も可能とする ・ 正課の単位が付与されるものや研究の補助となるもの、営利目的のものは対象外
対象期間	2021 年 4 月 1 日～2022 年 2 月 28 日
支援金支給方法	大学から業者に当該費用を直接支払う「業者直接支払い」方法か、現金を立て替えて頂き、団体および個人が作成した「銀行普通預金口座」に現金で振り込む方法があります。
対象費目	別表参照（対象外の費目は原則として支援金が支給されません）

【募集テーマ】

- ①上智大学と南山大学の交流を促進する企画
- ②南山大学を活性化させる活動
- ③学びを深める活動
- ④地域交流活動
- ⑤国際交流活動

(3) 応募資格

以下のすべての項目を満たすことが条件です。

- ①代表者が南山大学生であること。ただし、休学中もしくは活動期間中に休学・留学、卒業の予定がある学生は代表者にはなれません。

- ②本制度の対象となる活動であること。
- ③募集期間中に応募に必要な書類を全て提出できること。
- ④必要な手続きなどの義務を履行できること。
- ⑤最終報告会にて活動内容を報告すること。
- ⑥活動内容について大学の広報利用を許可すること、また、プロジェクトに関するポスター等作成の際に「南山チャレンジプロジェクト採択事業」といった表現を盛り込むなど広報に努めること。

(4) 応募方法

2021年4月16日までに下記の書類を学生課課外支援係へ提出いただきます。送付方法は、南山大学学生課 Web ページから、南山チャレンジプロジェクト受付フォームにて仮エントリーして頂くと、学生課より申請書の提出先 URL をメールにてお送りいたします。

【連絡先 E-mail】 kagai-shien@nanzan-u.ac.jp

- ①南山チャレンジプロジェクト応募申請書【様式1】
- ②南山チャレンジプロジェクト活動計画書【様式2】
- ③南山チャレンジプロジェクト収支計画書【様式3】
- ④南山チャレンジプロジェクト団体所属員一覧表【様式4】
- ⑤南山チャレンジプロジェクト支援金振込登録書【様式5】

2. 選考基準・選考手順

(1) 選考基準

- ①制度目的の趣旨との整合性
→制度の目的を理解し、その目的に沿った取り組みであること。
- ②活動内容の新規性
→これまでに実施された既存の取り組みではないこと。
- ③活動計画の具体性
→実施する内容や費用、必要な手順、人員などが明確にされていること。
- ④実現可能性
→取り組みを行う上で、現実的な目標設定がされていること。
- ⑤達成目標の明確性
→最終的な目標が明確に決められており、抽象的なものでないこと。また、単年度で具体的な成果を見込むことができること。

(2) 選考手順

- ① 2021年3月12日～2021年4月16日 応募期間（プロジェクト応募件数によっては、1次審査として書類選考を実施する可能性があります。）
- ② 2021年4月20日～4月23日 面接実施（ZOOM）
- ③ 2021年4月26日～4月27日 再提出受付期間（面接実施団体のみ）
- ④ 2021年5月開催学生委員会にて審議、採否を決定
- ⑤ 2021年5月下旬 応募団体に採否を通知

3. アドバイザー教員

活動開始後には、アドバイザーとなる本学専任教員が必要です。採択後、速やかにアドバイザー教員を決定してください。応募時に決定している場合には、申請書類に記入、押印してください。※アドバイザーが見つからない場合は、学生課にご相談ください。

4. 支援の取り消しおよび返還

下記の事項に該当した被支援団体は、学生委員会の審議を経て、支援が取り消され、支給された支援金の全額または一部返還を求められる場合があります。

- ・必要な手続きなど被支援団体としての義務を履行せず、大学からの指導後も改善しない場合
- ・書類への虚偽記載など著しい不正があった場合

5. 活動報告書および報告会

被支援団体は、毎月学生課へ活動報告を提出しなければなりません。最終活動報告書を報告会までに学生課に提出し、内容を報告していただきます。

以上

【問い合わせ先】

南山大学学務部学生課課外支援係（C棟2階）

Mail:kagai-shien@nanzan-u.ac.jp

Phone:052-832-3118

担当：谷、飯塚